

行政制度調整方針

一部事務組合等の取扱い

使用料・手数料の取扱い

各種事務事業の取扱い

目 次

1 一部事務組合等の取扱い

新潟県自治会館管理組合	1	新潟地域土地開発公社	3
新潟県町村人事事務組合	1	白根地域土地開発公社	3
新潟県町村職員退職手当組合	1	新潟圏阿賀北土地開発公社	3
新潟東港地域水道用水供給企業団	1	県央土地開発公社	3
新潟東港臨海水道企業団	1	西蒲地域土地開発公社	3
巻町・西川町上水道原水供給企業団	1	新潟県国民健康保険団体連合会	3
中之口村潟東村上水道企業団	1	新潟市小須戸町横越町亀田町介護認定審査会	4
西蒲原福祉事務組合	1	分水町岩室村弥彦村介護認定審査会	4
新潟県中東福祉事務組合	1	味方村、潟東村、月潟村、中之口村介護認定審査会	4
下越障害福祉事務組合	1	新潟県新潟保健所管内	
三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合	1	市町村予防接種健康被害調査委員会	4
四市中東蒲原老人福祉施設事務組合	2	新発田市豊栄市北蒲原郡	
新発田地域老人福祉保健事務組合	2	予防接種健康被害調査委員会	4
新潟地区広域清掃事務組合	2	西蒲原郡予防接種健康被害調査委員会	4
白根地域広域事務組合	2	新潟市・小須戸町・田上町	
豊栄郷清掃施設処理組合	2	基幹水利施設管理事務協議会	4
阿賀北広域組合	2	市議会議員共済会	4
巻町外三ヶ町村衛生組合	2	町村議会議員共済会	4
新潟県交通災害共済組合	2	新潟地区消防応援協議会	4
新潟県西部広域消防事務組合	2	中ノ口沿線消防応援協議会	4
巻・西川・潟東消防事務組合	3	南部地区消防応援協定協議会	4
新潟県消防団員等公償組合	3	県央広域市町村圏消防応援協定協議会	4
新潟県市町村職員共済組合	3	三市中東視聴覚教育協議会	4
地方公務員災害補償基金	3	新発田市豊栄市北蒲原郡地区視聴覚教育協議会	4
新潟地域広域市町村圏協議会	3	西蒲・燕視聴覚教育協議会	4
県央広域市町村圏協議会	3		

2 使用料・手数料の取扱い

税務関係手数料	5	露店市場出店料(常置露店)	5
戸籍・住民基本台帳関係手数料	5	露店市場出店料(定期露店等)	5
狂犬病予防関係手数料	5	公民館使用料	5
鳥獣飼養登録票関係手数料	5	体育館使用料(専用利用の場合)	6
一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)	5	体育館使用料(個人利用の場合)	6
出店許可証交付手数料	5	体育館付属設備使用料	6
農地関係手数料	5	野球場使用料	6
畜場使用料	5	庭球場使用料	6
老人福祉センター使用料	5	プール使用料	6

3 各種事務事業の取扱い

保健福祉分野

保育の状況(保育時間)	7	身体障害者手帳交付事業	19
保育の状況(乳児保育)	8	心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	20
保育の状況(一時保育)	9	更生医療給付事業	21
保育の状況(休日保育)	10	補装具給付事業	22
保育料の状況	11	重度障害者(児)日常生活用具給付事業	23
放課後児童健全育成事業	12	障害者紙おむつ支給事業	24
地域子育て支援事業	13	障害者訪問入浴サービス事業	25
ファミリーサポートセンター運営事業	14	障害者ホームヘルパー派遣事業	26
母子生活支援施設運営事業	15	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣事業	27
ひとり親家庭小中学校入学等祝品支給事業	16	障害者ガイドヘルパー派遣事業	28
ひとり親家庭交通災害共済加入金助成事業	17	身体障害者用自動車改造等助成事業	29
ひとり親家庭公衆浴場無料入浴券支給事業	18	知的障害者授産施設通所経費助成事業	30

心身障害者福祉タクシー利用料金等助成事業	31	骨粗しょう症予防事業	86
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	32	健康教育事業	87
障害者住宅整備資金融資事業	33	健康相談事業	88
障害者住宅リフォーム助成事業	34	糖尿病患者教育入院等医療費助成事業	89
在宅障害者デイサービス事業	35	脳卒中患者等医療費助成事業	90
重度障害者短期入所事業	36	療養者訪問指導事業	91
こども発達相談事業	37	機能訓練事業	92
身体障害者スポーツ振興事業	38	健康づくり啓発普及事業	93
高齢者在宅介護支援センター運営事業	39	高齢者健康づくり事業	94
高齢者介護予防・生活支援事業	40	精神保健福祉事業	95
高齢者紙おむつ支給事業	41	精神障害者医療費助成事業	96
寝たきり老人寝具乾燥事業	42	精神障害者ホームヘルパー派遣事業	97
高齢者訪問散髪サービス事業	43	精神障害者短期入所事業	98
在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	44	精神障害者通所作業所等補助事業	99
高齢者生活支援ヘルパー派遣事業	45	難病対策事業	100
高齢者ショートステイ事業	46	保健師家庭訪問事業	101
高齢者デイサービス事業	47	救急医療の体制	102
高齢者福祉電話等貸与事業	48	ねずみ・衛生害虫駆除事業	103
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	49	住民生活分野	
高齢者配食サービス事業	50	家庭系ごみ収集及び処理事業	104
高齢者牛乳支給事業	51	集団資源回収運動事業	105
高齢者公衆浴場入浴券支給事業	52	生ごみ処理容器普及事業	106
ホームヘルパー養成研修助成事業	53	拠点回収事業	107
高齢者居室等整備資金貸付事業	54	し尿収集事業	108
高齢者住宅リフォーム助成事業	55	合併処理浄化槽設置補助事業	109
生きがいデイサービス事業	56	環境美化条例	110
敬老祝金贈呈事業	57	環境教育・啓発事業	111
敬老事業	58	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	112
高齢者等福祉バス運行事業	59	自主防災組織育成事業	113
高齢者生きがい対策事業	60	防災気象情報システム整備事業	114
コミュニティデイホーム事業	61	防災情報整備事業	115
級地区区分等の状況	62	防災行政無線整備事業	116
低所得世帯年末見舞金品支給事業	63	災害時情報システム整備事業	117
低所得世帯夏期見舞金品支給事業	64	災害時備蓄対策事業	118
低所得世帯小中学校入学祝品支給事業	65	災害見舞金支給事業	119
低所得世帯中学校卒業祝品支給事業	66	消防局の体制	120
低所得世帯高校入学祝金支給事業	67	消防団の体制	121
民生委員・児童委員の状況	68	消防緊急通信指令システムの状況	122
国民健康保険料率・納期等の状況	69	住宅防火診断事業	123
国民健康保険給付事業	70	高齢者家庭等の防火指導事業	124
介護保険料・納期等の状況	71	チャイルドシート普及事業	125
高額介護サービス費貸付等事業	72	交通遺児等交通災害共済加入金助成事業	126
介護住宅改修費等貸付事業	73	廃止路線代替バス運行費補助事業	127
妊婦保健指導事業および妊婦の委託健康診査事業	74	防犯灯設置等助成事業	128
妊産婦・乳幼児等健康教室開催事業	75	地域づくり活動促進事業	129
妊産婦栄養強化事業	76	コミュニティ活動推進事業	130
妊産婦・幼児医療費助成事業	77	集会所建設費補助事業	131
乳幼児発達相談事業	78	集会所用地取得資金利子補給等補助事業	132
乳幼児健康診査事業	79	自治会への事務委託の状況	133
妊産婦・新生児家庭訪問事業	80	地域活動等傷害見舞金支給事業	134
育児等相談事業	81	消費者情報提供事業	135
健康診査・がん検診事業	82	消費生活相談事業	136
総合健康診断事業	83	広報事業	137
歯科保健事業	84	行政懇談会開催事業	138
予防接種事業	85	動く行政教室開催事業	139

行政出張講座開催事業	140
市町村長への提言・要望事業	141
行政モニター設置事業	142
行政世論調査事業	143
行政評価委員会設置事業	144
住民相談事業	145
男女共同参画推進事業	146

教育・文化分野

幼稚園就園奨励事業	147
私立幼稚園父母負担軽減補助事業	148
就学奨励援助事業	149
通学区域の状況	150
自転車通学者ヘルメット支給事業	151
特殊学級介助員配置事業	152
教育相談事業	153
小・中学校遠征費補助事業	154
児童・生徒の生活習慣病予防対策事業	155
学校給食事業	156
私立高等学校学費助成事業	157
奨学金事業	158
青少年育成員設置事業	159
公民館の状況	160
図書館の状況	161
地区スポーツ振興会支援事業	162
各種スポーツ大会の状況	163
スポーツの全国大会等出場者激励金支給事業	164
学校開放事業	165
美術展覧会開催事業	166
文芸誌発刊事業	167
国際交流施設運営事業	168

産業分野

産業活性化研究開発支援事業	169
商店街環境整備事業費補助事業	170
商店街組織化事業費補助事業	171
商店街活性化事業費補助事業	172
商店街空き店舗等対策事業	173
中小企業向け融資事業	174
中小企業無担保無保証人融資事業	175
中小企業人材確保・時短促進援助資金融資事業	176
中小企業開業資金融資事業	177
中小企業経営支援融資事業	178
中小企業公害防止施設資金貸付事業	179
中小企業公害防止施設資金利子補給事業	180
工場用地取得助成事業	181
工場周辺環境整備促進助成事業	182
工場建設促進助成事業	183
工場集団化等促進助成事業	184
工場等新增設資金融資事業	185

設備近代化資金融資事業	186
中小企業信用保証料補助事業	187
雇用促進助成事業	188
障害者雇用促進援助事業	189
人材育成助成事業	190
勤労者等住宅建設資金貸付事業	191
観光イベントの状況	192
認定農業者の育成・確保事業	193
農業機械・施設等導入に対する 国県補助事業への独自上乘せ補助事業	194
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	195
農業金融対策事業	196
市町村営農業土木事業	197
国庫補助団体営土地改良事業	198
県単団体営土地改良事業	199
土地改良事業補助金交付要綱	200
市町村営土地改良事業	201
水田農業経営確立対策事業	202
家畜防疫対策事業	203
農村排水等整備事業	204
市民農園等の状況	205

都市整備分野

まちづくり勉強会支援事業	206
都市景観形成推進事業	207
土地区画整理助成事業	208
建築確認申請事務等の状況	209
市町村営住宅の状況	210
特定優良賃貸住宅供給促進事業	211
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	212
市町村道認定事業	213
市町村道除雪事業	214
側溝清掃補助事業	215
私道整備費助成事業	216
放置自転車対策事業	217
生垣設置等助成事業	218
緑化活動補助事業	219
広場等整備事業	220
水道料金の状況	221
水道工事検査手数料・加入金の状況	222
ガス料金の状況	223
下水道事業受益者負担金の状況	224
下水道使用料金の状況	225
私道公共下水道設置事業	226
排水設備設置資金融資事業	227
水洗便所改造助成事業	228
雨水流出抑制設備設置助成事業	229
排水路改良工事等助成事業	230
入札制度の状況	231

1 一部事務組合等の取扱い

- (1) 新潟県自治会館管理組合（※）
白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村は，合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市は継続加入する。
- (2) 新潟県町村人事事務組合（※）
小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村は，合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市の制度に統一する。
- (3) 新潟県町村職員退職手当組合（※）
小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村は，合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市の制度に統一する。
- (4) 新潟東港地域水道用水供給企業団
豊栄市は合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市は継続加入する。
- (5) 新潟東港臨海水道企業団
豊栄市は合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市は継続加入する。
- (6) 巻町・西川町上水道原水供給企業団
西川町は合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市がその地位を継承する。
- (7) 中之口村潟東村上水道企業団
合併の前日の終了をもって解散し，財産，事務及び職員は，全て新潟市に引き継ぐ。
なお，職員の取扱いは一般職の職員の取扱いに準ずる。
- (8) 西蒲原福祉事務組合
岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村は，合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市がその地位を継承の上，継続加入する。
また，合併後も負担金の算出にあたっては，合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担，組合の存廃，将来の脱退に関しては，構成員・組合事務局と今後協議を行う。
- (9) 新潟県中東福祉事務組合
白根市，小須戸町，横越町及び亀田町は，合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市がその地位を継承する。
また，合併後も負担金の算出にあたっては，合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担，組合の存廃，将来の脱退に関しては，構成員・組合事務局と今後協議を行う。
- (10) 下越障害福祉事務組合
豊栄市は，合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市がその地位を継承する。
また，合併後も負担金の算出にあたっては，合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担，組合の存廃，将来の脱退に関しては，構成員・組合事務局と今後協議を行う。
- (11) 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合
岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村は合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市がその地位を継承の上，継続加入する。

また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。

(12) 四市中東蒲原老人福祉施設事務組合

白根市、小須戸町、横越町及び亀田町は、合併の前日の終了をもって脱退する。

ただし、特別養護老人ホーム運営事業及び養護老人ホーム運営事業については、新潟市が地位を継承する。

また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。

(13) 新発田地域老人福祉保健事務組合

豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退する。

ただし、養護老人ホームにおける現入所者の利用は確保する。

(14) 新潟地区広域清掃事務組合

合併の前日の終了をもって解散し、財産、事務及び職員は、全て新潟市に引き継ぐ。

なお、職員の取扱いは一般職の職員の取扱いに準ずる。

(15) 白根地域広域事務組合

合併の前日の終了をもって解散し、財産、事務及び職員は、全て新潟市に引き継ぐ。

なお、職員の取扱いは一般職の職員の取扱いに準ずる。

(16) 豊栄郷清掃施設処理組合

豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。

また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。

(17) 阿賀北広域組合

豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。

また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。

(18) 巻町外三ヶ町村衛生組合

岩室村、西川町及び潟東村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。

また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。

(19) 新潟県交通災害共済組合（※）

白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。

(20) 新潟県西部広域消防事務組合

岩室村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。

また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。

(21) 巻・西川・潟東消防事務組合

合併の前日の終了をもって解散し、西川町域及び潟東村域に係る財産、事務及び職員は、全て新潟市に引き継ぐ。

なお、新潟市に引き継ぐ職員の取扱いは、一般職の職員の取扱いに準ずる。

(22) 新潟県消防団員等公償組合（※）

白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。

(23) 新潟県市町村職員共済組合

白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。

ただし、その制度の内容については、今後検討する。

(24) 地方公務員災害補償基金

白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。

(25) 新潟地域広域市町村圏協議会

白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。

(26) 県央広域市町村圏協議会

岩室村は、合併の前日の終了をもって脱退する。

(27) 新津地域土地開発公社

小須戸町、横越町及び亀田町は、合併の前日の終了をもって脱退し、当該町域に係る財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。

(28) 白根地域土地開発公社

合併の前日の終了をもって解散し、財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。

(29) 新潟圏阿賀北土地開発公社

豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、当該市域に係る財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。

(30) 県央土地開発公社

岩室村は、合併の前日の終了をもって脱退し、当該村域に係る財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。

(31) 西蒲地域土地開発公社

西川町及び潟東村は、合併の前日の終了をもって脱退し、当該町村域に係る財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。

(32) 新潟県国民健康保険団体連合会

白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。

- (33) 新津市小須戸町横越町亀田町介護認定審査会
合併の前日の終了をもって解散し、新潟市の制度に統一する。
- (34) 分水町岩室村弥彦村介護認定審査会
岩室村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
- (35) 味方村、潟東村、月潟村、中之口村介護認定審査会
合併の前日の終了をもって解散し、新潟市の制度に統一する。
- (36) 新潟県新津保健所管内市町村予防接種健康被害調査委員会
白根市、小須戸町、横越町及び亀田町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
- (37) 新発田市豊栄市北蒲原郡予防接種健康被害調査委員会
豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
- (38) 西蒲原郡予防接種健康被害調査委員会
岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
- (39) 新津市・小須戸町・田上町基幹水利施設管理事務協議会
合併の前日の終了をもって解散し、新潟市が新津市及び田上町の事務委託を受けた上で当該施設を管理する。
- (40) 市議会議員共済会
白根市及び豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
- (41) 町村議会議員共済会
小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
- (42) 新潟地区消防応援協議会
白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町及び西川町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
- (43) 中ノ口沿線消防応援協議会
合併の前日の終了をもって解散する。
- (44) 南部地区消防応援協定協議会
岩室村及び西川町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。
- (45) 県央広域市町村圏消防応援協定協議会
岩室村は、合併の前日の終了をもって脱退する。
- (46) 三市中東視聴覚教育協議会
白根市、小須戸町、横越町及び亀田町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
- (47) 新発田市豊栄市北蒲原郡地区視聴覚教育協議会
豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
- (48) 西蒲・燕視聴覚教育協議会
岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。

(※) 新潟県自治会館管理組合，新潟県町村人事事務組合，新潟県町村職員退職手当組合，新潟県交通災害共済組合，新潟県消防団員等公償組合は，平成16年3月1日より統合し，新潟県市町村総合事務組合に移行。

2 使用料・手数料の取扱い

合併時に制度の統一が可能なものは，新潟市の制度に統一する。

ただし，内容等に著しい差異があり，直ちに統一できないものは，当分の間，現行のとおりとし，合併後検討する。

(1) 税務関係手数料

新潟市の制度に統一する。

(2) 戸籍・住民基本台帳関係手数料

新潟市の制度に統一する。

(3) 狂犬病予防関係手数料

新潟市の制度に統一する。

(4) 鳥獣飼養登録票関係手数料

新潟市の制度に統一する。

(5) 一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）

当分の間，現行のとおりとする。

ただし，各市町村の状況を尊重しながら，新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努める。

(6) 出店許可証交付手数料

新潟市の制度に統一する。

(7) 農地関係手数料

新潟市の制度に統一する。

(8) 斎場使用料

新潟市の制度に統一する。

ただし，火葬場以外の使用料については，当分の間，現行のとおりとする。

(9) 老人福祉センター使用料

新潟市の制度に統一する。

ただし，個室の使用料については，当分の間，現行のとおりとする。

(10) 露店市場出店料（常置露店）

新潟市の制度を適用する。

(11) 露店市場出店料（定期露店等）

当分の間，現行のとおりとする。

(12) 公民館使用料

当分の間，現行のとおりとする。

- (13) 体育館使用料（専用利用の場合）
当分の間，現行のとおりとする。
- (14) 体育館使用料（個人利用の場合）
当分の間，現行のとおりとする。
- (15) 体育館付属設備使用料
当分の間，現行のとおりとする。
- (16) 野球場使用料
当分の間，現行のとおりとする。
- (17) 庭球場使用料
当分の間，現行のとおりとする。
- (18) プール使用料
当分の間，現行のとおりとする。

3 各種事務事業の取扱い

保健福祉

保育の状況(保育時間)

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

保育の状況(乳児保育)

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

保育の状況(一時保育)

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

保育の状況(休日保育)

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
白根市	現行のとおりとするが、利用料は統一する。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
豊栄市	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
小須戸町	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
横越町	現行のとおりとするが、利用料は統一する。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
亀田町	現行のとおりとするが、利用料は統一する。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
岩室村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
西川町	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
味方村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
潟東村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
月潟村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
中之口村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。

保健福祉

保育料の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
豊栄市	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
小須戸町	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
横越町	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
亀田町	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
岩室村	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
西川町	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
味方村	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
潟東村	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
月潟村	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
中之口村	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。

保健福祉

放課後児童健全育成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 長期休業期間のみの入会, 一日単位の利用については, 白根市域に限定して, 現行のとおりとする。
豊栄市	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 長期休業期間のみの入会, 一日単位の利用については, 豊栄市域に限定して, 現行のとおりとする。
小須戸町	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 長期休業期間のみの入会については, 小須戸町域に限定して, 現行のとおりとする。
横越町	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 長期休業期間のみの入会については, 横越町域に限定して, 現行のとおりとする。
亀田町	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 長期休業期間のみの入会, 一日単位の利用については, 亀田町域に限定して, 現行のとおりとする。
岩室村	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 長期休業期間のみの入会, 一日単位の利用については, 岩室村域に限定して, 現行のとおりとする。
西川町	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 長期休業期間のみの入会, 一日単位の利用については, 西川町域に限定して, 現行のとおりとする。
味方村	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 長期休業期間のみの入会については, 味方村域に限定して, 現行のとおりとする。
潟東村	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 長期休業期間のみの入会については, 潟東村域に限定して, 現行のとおりとする。
月潟村	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 長期休業期間のみの入会, 一日単位の利用については, 月潟村域に限定して, 現行のとおりとする。
中之口村	運営形態, 対象児童, 利用料については, 新潟市の制度に統一する。開設時間, 一日単位の利用については, 中之口村域に限定して, 現行のとおりとする。

保健福祉

地域子育て支援事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

ファミリーサポートセンター運営事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
白根市	白根市域に限定して、現行のとおりとする。ただし、合併後、一定の段階で有償ボランティアでの展開の可能性を含め検討する。
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。ただし、合併後、一定の段階で有償ボランティアでの展開の可能性を含め検討する。
小須戸町	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
横越町	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
亀田町	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
岩室村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
西川町	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
味方村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
潟東村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
月潟村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。
中之口村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。

保健福祉

母子生活支援施設運営事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

ひとり親家庭小中学校入学等祝品支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

ひとり親家庭交通災害共済加入金助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

ひとり親家庭公衆浴場無料入浴券支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

身体障害者手帳交付事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

心身障害者扶養共済掛金制度補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。

保健福祉

更生医療給付事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉
補装具給付事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

重度障害者(児)日常生活用具給付事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

障害者紙おむつ支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	合併時まで、新たな制度を検討する。
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

障害者訪問入浴サービス事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

障害者ホームヘルパー派遣事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

障害者ガイドヘルパー派遣事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

身体障害者用自動車改造等助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

知的障害者授産施設通所経費助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

心身障害者福祉タクシー利用料金等助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

人工透析・在宅酸素等移送費助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。
白根市	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。
豊栄市	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。
小須戸町	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。
横越町	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。
亀田町	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。
岩室村	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。
西川町	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。
味方村	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。
潟東村	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。
月潟村	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。
中之口村	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。

保健福祉

障害者住宅整備資金融資事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

障害者住宅リフォーム助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

在宅障害者デイサービス事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

重度障害者短期入所事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

こども発達相談事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

身体障害者スポーツ振興事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

高齢者在宅介護支援センター運営事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、一定期間は現行のとおりとする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、一定期間は現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

高齢者介護予防・生活支援事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

高齢者紙おむつ支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。

保健福祉

寝たきり老人寝具乾燥事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。

保健福祉

高齢者訪問散髪サービス事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

在宅寝たきり老人等介護手当支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。

保健福祉

高齢者生活支援ヘルパー派遣事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

高齢者ショートステイ事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

高齢者デイサービス事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

高齢者福祉電話等貸与事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

高齢者等在宅介護機器貸付助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	制度なし
豊栄市	豊栄市の制度は廃止する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
小須戸町	制度なし
横越町	制度なし
亀田町	制度なし
岩室村	制度なし
西川町	制度なし
味方村	制度なし
潟東村	制度なし
月潟村	制度なし
中之口村	制度なし

保健福祉

高齢者配食サービス事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。ただし、実施方法については今後検討する。
豊栄市	豊栄市域に限定して現行のとおりとする。
小須戸町	小須戸町域に限定して現行のとおりとする。
横越町	新潟市の制度を適用する。ただし、実施方法については今後検討する。
亀田町	亀田町域に限定して現行のとおりとする。
岩室村	岩室村域に限定して現行のとおりとする。
西川町	新潟市の制度を適用する。ただし、実施方法については今後検討する。
味方村	味方村域に限定して現行のとおりとする。
潟東村	潟東村域に限定して現行のとおりとする。
月潟村	月潟村域に限定して現行のとおりとする。
中之口村	中之口村域に限定して現行のとおりとする。

保健福祉
高齢者牛乳支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	制度なし
豊栄市	制度なし
小須戸町	制度なし
横越町	制度なし
亀田町	制度なし
岩室村	制度なし
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。
潟東村	制度なし
月潟村	制度なし
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。

保健福祉

高齢者公衆浴場入浴券支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

ホームヘルパー養成研修助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

高齢者居室等整備資金貸付事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

高齢者住宅リフォーム助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

生きがいデイサービス事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	白根市域に限定して、現行のとおりとする。
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。
小須戸町	小須戸町域に限定して、現行のとおりとする。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	西川町域に限定して、現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	中之口村域に限定して、現行のとおりとする。

保健福祉

敬老祝金贈呈事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉
敬老事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	白根市域に限定して、現行のとおりとする。
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。
小須戸町	小須戸町域に限定して、現行のとおりとする。
横越町	横越町域に限定して、現行のとおりとする。
亀田町	亀田町域に限定して、現行のとおりとする。
岩室村	岩室村域に限定して、現行のとおりとする。
西川町	西川町域に限定して、現行のとおりとする。
味方村	味方村域に限定して、現行のとおりとする。
潟東村	潟東村域に限定して、現行のとおりとする。
月潟村	月潟村域に限定して、現行のとおりとする。
中之口村	中之口村域に限定して、現行のとおりとする。

保健福祉

高齢者等福祉バス運行事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	潟東村域に限定して、現行のとおりとする。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

高齢者生きがい対策事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

コミュニティデイホーム事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	制度なし
豊栄市	制度なし
小須戸町	制度なし
横越町	制度なし
亀田町	亀田町域に限定して、現行のとおりとする。
岩室村	制度なし
西川町	制度なし
味方村	制度なし
潟東村	制度なし
月潟村	制度なし
中之口村	制度なし

保健福祉

級地区分等の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

低所得世帯年末見舞金品支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

低所得世帯夏期見舞金品支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

低所得世帯小中学校入学祝品支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

低所得世帯中学校卒業祝品支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

低所得世帯高校入学祝金支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

民生委員・児童委員の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

国民健康保険料率・納期等の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き白根市域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き豊栄市域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度は医療給付費分保険料率のみ旧豊栄市の税率に相当する料率を適用するものとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き小須戸町域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き横越町域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き亀田町域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き岩室村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き西川町域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き味方村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き潟東村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き月潟村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き中之口村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。

保健福祉

国民健康保険給付事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。

保健福祉

介護保険料・納期等の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から新潟市の減免制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。

保健福祉

高額介護サービス費貸付等事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

介護住宅改修費等貸付事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	制度なし
豊栄市	豊栄市の制度は廃止する。
小須戸町	制度なし
横越町	制度なし
亀田町	制度なし
岩室村	制度なし
西川町	制度なし
味方村	制度なし
潟東村	制度なし
月潟村	制度なし
中之口村	制度なし

保健福祉

妊婦保健指導事業および妊婦の委託健康診査事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

妊産婦・乳幼児等健康教室開催事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度に続く3か年度、現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉
妊産婦栄養強化事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	制度なし
豊栄市	制度なし
小須戸町	小須戸町の制度は廃止する。
横越町	横越町の制度は廃止する。
亀田町	制度なし
岩室村	岩室村の制度は廃止する。
西川町	西川町の制度は廃止する。ただし、合併年度に続く3か年度は補助率を段階的に調整する。
味方村	味方村の制度は廃止する。
潟東村	制度なし
月潟村	制度なし
中之口村	制度なし

保健福祉

妊産婦・幼児医療費助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

乳幼児発達相談事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

乳幼児健康診査事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度に続く3か年度、現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

妊産婦・新生児家庭訪問事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、妊婦訪問については、合併年度に続く3か年度現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

育児等相談事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

健康診査・がん検診事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く2か年度は実施する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く2か年度は実施する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。また、経過期間が終了するまでに、期間中の実績を踏まえ検診方式について検討する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。

保健福祉
総合健康診断事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	制度なし
豊栄市	制度なし
小須戸町	制度なし
横越町	制度なし
亀田町	制度なし
岩室村	岩室村の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。
西川町	西川町の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。
味方村	味方村の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。
潟東村	潟東村の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。
月潟村	月潟村の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。
中之口村	中之口村の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。

保健福祉

歯科保健事業

市町村名	調整方針
新潟市	フッ素塗布事業については、集団、施設併用方式で実施する。
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、フッ素塗布事業の集団分の対象年齢については合併年度とそれに続く3か年度、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉
 予防接種事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

骨粗しょう症予防事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉
健康教育事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉
健康相談事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

糖尿病患者教育入院等医療費助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	制度なし
豊栄市	制度なし
小須戸町	制度なし
横越町	制度なし
亀田町	制度なし
岩室村	制度なし
西川町	西川町の制度は廃止する。ただし、合併年度に続く3か年度、現行のとおりとする。
味方村	制度なし
潟東村	制度なし
月潟村	制度なし
中之口村	制度なし

保健福祉

脳卒中患者等医療費助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	制度なし
豊栄市	制度なし
小須戸町	制度なし
横越町	制度なし
亀田町	制度なし
岩室村	制度なし
西川町	西川町の制度は廃止する。
味方村	制度なし
潟東村	制度なし
月潟村	制度なし
中之口村	制度なし

保健福祉

療養者訪問指導事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉
機能訓練事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後3年程度の間で段階的に調整する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後3年程度の間で段階的に調整する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後3年程度の間で段階的に調整する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後3年程度の間で段階的に調整する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後3年程度の間で段階的に調整する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後3年程度の間で段階的に調整する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後3年程度の間で段階的に調整する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後3年程度の間で段階的に調整する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後3年程度の間で段階的に調整する。

保健福祉

健康づくり啓発普及事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、連合保健会は白根市域に限定して現行どおりとする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

高齢者健康づくり事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉
精神保健福祉事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

精神障害者医療費助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	今後、速やかに制度統一に向け検討する。
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	小須戸町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。
横越町	横越町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。
亀田町	亀田町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。
岩室村	岩室村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。
西川町	西川町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。
味方村	味方村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。
潟東村	潟東村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	中之口村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。

保健福祉

精神障害者ホームヘルパー派遣事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

精神障害者短期入所事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

精神障害者通所作業所等補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉
難病対策事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

保健福祉

保健師家庭訪問事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

保健福祉

救急医療の体制

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
豊栄市	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
小須戸町	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
横越町	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
亀田町	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
岩室村	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
西川町	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
味方村	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
潟東村	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
月潟村	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
中之口村	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。

保健福祉

ねずみ・衛生害虫駆除事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度に続く3か年度は現行どおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

家庭系ごみ収集及び処理事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
豊栄市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
小須戸町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
横越町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
亀田町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
岩室村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
西川町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
味方村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
潟東村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
月潟村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
中之口村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。

住民生活

集団資源回収運動事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

生ごみ処理容器普及事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

拠点回収事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
豊栄市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
小須戸町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
横越町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
亀田町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
岩室村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
西川町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
味方村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
潟東村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
月潟村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。
中之口村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。

住民生活

し尿収集事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。

住民生活

合併処理浄化槽設置補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

環境美化条例

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	白根市の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。
豊栄市	制度なし。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。
小須戸町	小須戸町の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。
横越町	制度なし。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。
亀田町	制度なし。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。
岩室村	岩室村の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。
西川町	西川町の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。
味方村	味方村の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。
潟東村	潟東村の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。
月潟村	月潟村の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。
中之口村	中之口村の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。

住民生活

環境教育・啓発事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	制度なし
豊栄市	制度なし
小須戸町	制度なし
横越町	制度なし
亀田町	亀田町域に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとし、期間経過後、亀田町の制度は廃止する。ただし、期間内に財団法人新エネルギー財団が住宅用太陽光発電導入基盤整備事業を廃止した場合、その時点で廃止する。
岩室村	制度なし
西川町	制度なし
味方村	制度なし
潟東村	制度なし
月潟村	制度なし
中之口村	制度なし

住民生活

自主防災組織育成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

防災気象情報システム整備事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

防災情報整備事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

防災行政無線整備事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。 ただし、同報系無線局は独自施策で地域に限定して存続する。(各世帯貸与個別受信機を含めた現在の施設を継続する)
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。 ただし、同報系無線局は独自施策で地域に限定して存続する。(各世帯貸与個別受信機を含めた現在の施設を継続する)
潟東村	新潟市の制度に統一する。 ただし、同報系無線局は独自施策で地域に限定して存続する。(各世帯貸与個別受信機を含めた現在の施設を継続する)
月潟村	新潟市の制度に統一する。 ただし、同報系無線局は独自施策で地域に限定して存続する。(各世帯貸与個別受信機を含めた現在の施設を継続する)
中之口村	新潟市の制度に統一する。 ただし、同報系無線局は独自施策で地域に限定して存続する。(各世帯貸与個別受信機を含めた現在の施設を継続する)

住民生活

災害時情報システム整備事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活
災害時備蓄対策事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

災害見舞金支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

消防局の体制

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	岩室村域に限り現行のとおりとする。今後、制度の統一について調整を図る。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

消防団の体制

市町村名	調整方針
新潟市	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
白根市	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
豊栄市	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
小須戸町	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
横越町	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
亀田町	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
岩室村	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
西川町	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
味方村	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
潟東村	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
月潟村	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。
中之口村	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。

住民生活

消防緊急通信指令システムの状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	岩室村域に限り現行のとおりとする。今後、制度の統一について調整を図る。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

住宅防火診断事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	岩室村域に限り現行のとおりとする。今後、制度の統一について調整を図る。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

高齢者家庭等の防火指導事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	岩室村域に限り現行のとおりとする。今後、制度の統一について調整を図る。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

チャイルドシート普及事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	制度なし
豊栄市	豊栄市の制度は廃止する。
小須戸町	制度なし
横越町	横越町の制度は廃止する。
亀田町	亀田町の制度は廃止する。
岩室村	岩室村の制度は廃止する。
西川町	西川町の制度は廃止する。
味方村	味方村の制度は廃止する。
潟東村	潟東村の制度は廃止する。
月潟村	月潟村の制度は廃止する。
中之口村	中之口村の制度は廃止する。

住民生活

交通遺児等交通災害共済加入金助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

廃止路線代替バス運行費補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

防犯灯設置等助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。

住民生活

地域づくり活動促進事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	白根市の制度は廃止する。ただし、合併時において、現制度を利用している地区に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。
小須戸町	制度なし
横越町	横越町域に限定して、現行のとおりとする。
亀田町	制度なし
岩室村	制度なし
西川町	西川町の制度は廃止する。
味方村	制度なし
潟東村	制度なし
月潟村	制度なし
中之口村	制度なし

住民生活

コミュニティ活動推進事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

集会所建設費補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

集会所用地取得資金利子補給等補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

自治会への事務委託の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

地域活動等傷害見舞金支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

消費者情報提供事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活
消費生活相談事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活
広報事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。

住民生活

行政懇談会開催事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

動く行政教室開催事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

行政出張講座開催事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
白根市	白根市域に限定して、現行のとおりとする。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
小須戸町	制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
横越町	制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
亀田町	制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
岩室村	制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
西川町	制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
味方村	制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
潟東村	制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
月潟村	制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
中之口村	制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。

住民生活

市町村長への提言・要望事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

行政モニター設置事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活
行政世論調査事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

行政評価委員会設置事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

住民生活

住民相談事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

住民生活

男女共同参画推進事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

教育・文化

幼稚園就園奨励事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

教育・文化

私立幼稚園父母負担軽減補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

教育・文化
就学奨励援助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、特殊諸学校就学奨励制度については、合併時に在校生で現制度受給者に限り、卒業まで適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、特殊諸学校就学奨励制度については、合併時に在校生で現制度受給者に限り、卒業まで適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

教育・文化
通学区域の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

教育・文化

自転車通学者ヘルメット支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。ただし、小学生の自転車通学者に対しても支給する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、小学生の自転車通学者に対しても支給する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

教育・文化

特殊学級介助員配置事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。

教育・文化
教育相談事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

教育・文化

児童・生徒の生活習慣病予防対策事業

市町村名	調整方針
新潟市	合併後2年経過するまでに、新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
白根市	白根市域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
豊栄市	豊栄市域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
小須戸町	小須戸町域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
横越町	横越町域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
亀田町	亀田町域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
岩室村	岩室村域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
西川町	西川町域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
味方村	味方村域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
潟東村	潟東村域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
月潟村	月潟村域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。
中之口村	中之口村域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。

教育・文化
学校給食事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。
豊栄市	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。
小須戸町	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。
横越町	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。
亀田町	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。
岩室村	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。
西川町	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。
味方村	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。
潟東村	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。
月潟村	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。
中之口村	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。

教育・文化

私立高等学校学費助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

教育・文化
奨学金事業

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし。ただし、合併後、新たな制度として検討する。
白根市	合併後、新たな制度として検討する。白根市で実施されている奨学金制度については、新制度が適用されるまで継続する。
豊栄市	制度なし。ただし、合併後、新たな制度として検討する。
小須戸町	合併後、新たな制度として検討する。小須戸町で実施されている奨学金制度については、新制度が適用されるまで継続する。
横越町	合併後、新たな制度として検討する。横越町で実施されている奨学金制度については、新制度が適用されるまで継続する。
亀田町	合併後、新たな制度として検討する。亀田町で実施されている奨学金制度については、新制度が適用されるまで継続する。
岩室村	合併後、新たな制度として検討する。岩室村で実施されている奨学金制度については、新制度が適用されるまで継続する。
西川町	制度なし。ただし、合併後、新たな制度として検討する。
味方村	合併後、新たな制度として検討する。味方村で実施されている奨学金制度については、新制度が適用されるまで継続する。
潟東村	合併後、新たな制度として検討する。潟東村で実施されている奨学金制度については、新制度が適用されるまで継続する。
月潟村	合併後、新たな制度として検討する。月潟村で実施されている奨学金制度については、新制度が適用されるまで継続する。
中之口村	合併後、新たな制度として検討する。中之口村で実施されている奨学金制度については、新制度が適用されるまで継続する。

教育・文化

青少年育成員設置事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

教育・文化

公民館の状況

市町村名	調整方針
新潟市	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
白根市	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
豊栄市	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
小須戸町	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
横越町	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
亀田町	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
岩室村	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
西川町	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
味方村	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
潟東村	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
月潟村	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
中之口村	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。

教育・文化

図書館の状況

市町村名	調整方針
新潟市	今後、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
白根市	白根市立図書館は、新市の図書館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
豊栄市	豊栄市立図書館は、新市の図書館とし、地区公民館図書室は、同図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
小須戸町	小須戸町公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
横越町	横越町中央公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
亀田町	亀田町公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
岩室村	岩室村立図書館は、新市の図書館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
西川町	西川町公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。なお、町立図書館が合併までに完成している場合は、図書館として位置づける。
味方村	味方村公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
潟東村	潟東村立図書館は、新市の図書館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
月潟村	月潟村立図書館は、新市の図書館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
中之口村	中之口村公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。

教育・文化

地区スポーツ振興会支援事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。
横越町	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。
亀田町	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。
岩室村	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。
西川町	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。
味方村	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。
潟東村	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。
月潟村	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。
中之口村	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。

教育・文化

各種スポーツ大会の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。
豊栄市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。
小須戸町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。
横越町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。
亀田町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。
岩室村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。
西川町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。
味方村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。
潟東村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。
月潟村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。
中之口村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。

教育・文化

スポーツの全国大会等出場者激励金支給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

教育・文化
学校開放事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間現行のとおりとする。また、使用料については、合併時から無料とする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。

教育・文化

美術展覧会開催事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、「白根市美術展覧会」については、合併までに公民館等での発表の場としての事業に移行するように調整する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、「豊栄市美術展覧会」については、合併までに公民館等での発表の場としての事業に移行するように調整する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「町民展」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「中央公民館文化祭」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、「町民文化展」については、合併後も引き続き公民館等での発表の場としての事業として実施する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、「芸術を愛する人・人・人展」、「岩室村民文化祭」については、合併後も引き続き公民館等での発表の場としての事業として実施する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、「芸術展覧会」については、合併後も引き続き公民館等での発表の場としての事業として実施する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「味方村文化祭」等については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「潟東村総合文化祭」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「月潟村総合文化祭」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「中之口村総合文化祭」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。

教育・文化

文芸誌発刊事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館で発表の場として実施している「文芸しろね」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館で発表の場として実施している「文芸とよさか」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館で発表の場として実施している「俳句作品公募集 横雲」及び「短歌発表誌 くさむら」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館で発表の場として実施している「文集花しょうぶ」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

教育・文化

国際交流施設運営事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

産業活性化研究開発支援事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

商店街環境整備事業費補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

商店街組織化事業費補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

商店街活性化事業費補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

商店街空き店舗等対策事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時における制度の利用者については、期間終了まで現行のとおりとする。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

中小企業向け融資事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、利子補給制度は、合併時の利用者について、借入金のある間は返済終了まで現行のとおりとする。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、利子補給制度は、合併時の利用者について、借入金のある間は返済終了まで現行のとおりとする。

産業

中小企業無担保無保証人融資事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

中小企業人材確保・時短促進援助資金融資事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

中小企業開業資金融資事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

中小企業経営支援融資事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

中小企業公害防止施設資金貸付事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

中小企業公害防止施設資金利子補給事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

工場用地取得助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時において、現制度の指定を受けていたものについては、定められた助成期間の残期間のみを対象に必要な奨励措置を行うこととする。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。ただし、笹山工場適地を除く。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

工場周辺環境整備促進助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

工場建設促進助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時において、現制度の指定を受けていたものについては、定められた助成期間の残期間のみを対象に必要な奨励措置を行うこととする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、笹山工場適地については、現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

工場集団化等促進助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

工場等新增設資金融資事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

設備近代化資金融資事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

中小企業信用保証料補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

産業

雇用促進助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。ただし笹山工場適地を除く。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

障害者雇用促進援助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

人材育成助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

勤労者等住宅建設資金貸付事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

観光イベントの状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	白根市域に限定して、現行どおりとする。
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行どおりとする。
小須戸町	小須戸町域に限定して、現行どおりとする。
横越町	横越町域に限定して、現行どおりとする。
亀田町	亀田町域に限定して、現行どおりとする。
岩室村	岩室村域に限定して、現行どおりとする。
西川町	西川町域に限定して、現行どおりとする。
味方村	味方村域に限定して、現行どおりとする。
潟東村	潟東村域に限定して、現行どおりとする。
月潟村	月潟村域に限定して、現行どおりとする。
中之口村	中之口村域に限定して、現行どおりとする。

産業

認定農業者の育成・確保事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。

産業

農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乘せ補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
横越町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。

産業

農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
横越町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。

産業

農業金融対策事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。

産業

市町村営農業土木事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

国庫補助団体営土地改良事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

産業

県単団体営土地改良事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

産業

土地改良事業補助金交付要綱

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。 ただし、小須戸町で100%負担をしている公共施行が望ましい事業(排水路, 農道)については従前の新潟市の直営事業による実施を検討する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。 ただし、味方村で100%負担をしている公共施行が望ましい農道整備事業については従前の新潟市の直営事業による実施を検討する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。 ただし、潟東村で100%負担をしている公共施行が望ましい集落排水整備事業については従前の新潟市の直営事業による実施を検討する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。 ただし、ほ場整備事業については、次の経過措置を設ける。 ①平成14年度において整備構想のある7地区(大別當, 月潟, 西萱場, 曲通, 東長島, 木滑, 釣寄新)の「ほ場整備事業」のソフト事業費の地元負担は全額市が負担する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、ほ場整備事業については、次の経過措置を設ける。 ①平成14年度において整備構想のある8地区(河間・三ツ門, 羽黒, 小吉, 次新, 道上第4, 道上第3, 小中川, 福島)の「ほ場整備事業」のソフト事業費の地元負担は全額市が負担する。 ②平成14年度において整備構想のある8地区(河間・三ツ門, 羽黒, 小吉, 次新, 道上第4, 道上第3, 小中川, 福島)の「ほ場整備事業」の県営事業負担金の農家負担は中之口村が積み立てた農業農村振興基金を財源に2.5%の負担軽減措置を講ずる。

産業

市町村営土地改良事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

産業

水田農業経営確立対策事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。
豊栄市	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。
小須戸町	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。
横越町	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。
亀田町	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。
岩室村	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。
西川町	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。
味方村	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。
潟東村	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。
月潟村	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。
中之口村	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。

産業

家畜防疫対策事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。横越町家畜診療所の運営については合併年度とそれに続く5か年度、現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
西川町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。

産業

農村排水等整備事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

産業

市民農園等の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	豊栄市域に限定して、当分の間現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

まちづくり勉強会支援事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

都市景観形成推進事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

土地区画整理助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

建築確認申請事務等の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

都市整備

市町村営住宅の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

特定優良賃貸住宅供給促進事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

市町村道認定事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

都市整備

市町村道除雪事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。
豊栄市	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。
小須戸町	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。
横越町	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。
亀田町	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。
岩室村	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。
西川町	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。
味方村	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。
潟東村	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。
月潟村	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。
中之口村	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。

都市整備

側溝清掃補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおり自治会(町内会)に麻袋を支給する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおり自治会(町内会)に麻袋を支給する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおり自治会(町内会)に麻袋を支給する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

都市整備

私道整備費助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

放置自転車対策事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。
潟東村	新潟市の制度を適用する。ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。
月潟村	新潟市の制度を適用する。ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。
中之口村	新潟市の制度を適用する。ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。

都市整備

生垣設置等助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備
緑化活動補助事業

市町村名	調整方針
新潟市	新市の制度として取り組むことについて検討する。
白根市	新市の制度として取り組むことについて検討する。
豊栄市	新市の制度として取り組むことについて検討する。
小須戸町	新市の制度として取り組むことについて検討する。
横越町	新市の制度として取り組むことについて検討する。
亀田町	新市の制度として取り組むことについて検討する。
岩室村	新市の制度として取り組むことについて検討する。
西川町	新市の制度として取り組むことについて検討する。
味方村	新市の制度として取り組むことについて検討する。
潟東村	新市の制度として取り組むことについて検討する。
月潟村	新市の制度として取り組むことについて検討する。
中之口村	新市の制度として取り組むことについて検討する。

都市整備
広場等整備事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

水道料金の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)

都市整備

水道工事検査手数料・加入金の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

都市整備

ガス料金の状況

市町村名	調整方針
新潟市	制度なし
白根市	合併前に民間譲渡を行なう。
豊栄市	制度なし
小須戸町	合併前に民間譲渡を行なう。
横越町	制度なし
亀田町	制度なし
岩室村	制度なし
西川町	合併前に民間譲渡を行なう。
味方村	合併前に民間譲渡を行なう。
潟東村	制度なし
月潟村	制度なし
中之口村	制度なし

都市整備

下水道事業受益者負担金の状況

市町村名	調整方針
新潟市	合併までに、下水道事業受益者分担金制度の制定に向け検討する。
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、当分の間地区の実情を尊重した負担金額とする。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。
岩室村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、当分の間地区の実情を尊重した負担金額とする。
味方村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。
潟東村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。
月潟村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。
中之口村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。

都市整備

下水道使用料金の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
岩室村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併前に制定される下水道条例による使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

私道公共下水道設置事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度に統一する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。

都市整備

排水設備設置資金融資事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

水洗便所改造助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。
横越町	新潟市の制度に統一する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

雨水流出抑制設備設置助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度を適用する。
豊栄市	新潟市の制度を適用する。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。
横越町	新潟市の制度を適用する。
亀田町	新潟市の制度を適用する。
岩室村	新潟市の制度を適用する。
西川町	新潟市の制度を適用する。
味方村	新潟市の制度を適用する。
潟東村	新潟市の制度を適用する。
月潟村	新潟市の制度を適用する。
中之口村	新潟市の制度を適用する。

都市整備

排水路改良工事等助成事業

市町村名	調整方針
新潟市	助成対象をおおむね5戸以上とする。
白根市	新潟市の制度を適用する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)
豊栄市	新潟市の制度に統一する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)
小須戸町	新潟市の制度を適用する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)
横越町	新潟市の制度を適用する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)
亀田町	新潟市の制度を適用する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)
岩室村	新潟市の制度を適用する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)
西川町	新潟市の制度に統一する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)
味方村	新潟市の制度に統一する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)
潟東村	新潟市の制度に統一する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)
月潟村	新潟市の制度に統一する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)
中之口村	新潟市の制度に統一する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)

都市整備

入札制度の状況

市町村名	調整方針
新潟市	
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。